特約事項【R8年度 第2回 立木販売】

1.　**労働安全に留意し、作業制限等を遵守の上、作業を実施してください。**万が一事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所及び会津森林管理署に連絡してください。また、**事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」を提出してください。**事業終了前には管轄する森林官等と現地確認を行ってください。なお、**伐採・搬出の着手は、森林管理署長等による事業計画書の承認後となります。**

2.　**買受けた物件の対象木については、全て伐倒・搬出して下さい。特別な事情により立木を残す場合は、森林官等と協議下さい。契約対象外の立木は損傷の無いよう保護に努めて下さい。**なお、販売区域外の周囲立木には原則として赤い 2 本の横線が標示してあり、間伐の場合は全調査木根際に山極印による極印及び伐採木の胸高にテープが巻かれているのでご留意下さい。

3.　**作業時は労働安全衛生に十分配慮し、作業制限等遵守のうえ作業を実施してください。万が一、事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所、及び当署に連絡して下さい。**

4.　**物件の搬出については、搬出する車両が運搬区間を通行できることを確認の上入札して下さい。**また、**伐採搬出作業に当たっての国有林以外の民有地などの利用については、買受者において土地の使用承諾を得て下さい。道路等の破損があった際は土地管轄者等と協議のうえ、適切に対処してください。**

5.　伐採搬出作業に当たって、国有林及び民有林の境界に埋設してある「境界標」を損傷しないよう十分注意して下さい。**万一、不注意により損傷した場合には買受者の負担で復元していただきます。**

6.　搬出路作設については、別紙「特約事項【立木販売】(標準例)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりとなります。搬出路に水切り等の排水設備を整備し、泥水等が直接沢や公道に流れ込まないようにしてください。土場跡地についても末木枝条、残材等を沢や土場に放置しないで整正願います。水道施設等が隣接地にある場合には、破損しないよう細心の注意を払ってご対応願います。

　また、**「国有林野における林地保全に配慮した生産販売事業の推進について」により次の(1)から(3)を遵守していただくこととなります。**

(1) 買受人は、別紙「主伐時における伐採・搬出指針」(3 の①及び⑤を除く)を遵守しなければならない。
(2) 買受人は、別紙に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出しその確認を受けなければならない。
(3) 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

7.　搬出道作設等の理由により、**契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、支障木の調査及び手続きに時間を要することから、予め余裕をもって管轄森林事務所に申し出て下さい。**また、**必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振込証書の写しを森林管理署に提出のうえ、作業に着手して下さい。**

8.　売払番号1～3号及び7号の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。

入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。

9. **本物件2号、4号～5号は「部分林」、7号は「官行造林」のため収益分収となります。** 国の持分については、国の発行する納入告知書により納入し、部分林契約者及び官行造林契約者の持分については、契約代表者の金融機関の指定口座へ振込もしくは契約代表者より発行される納入通知書による納入となります。なお、振込手数料は買受者の負担となります。

10. 物件によっては既に他社や民有地所有者が利用している林道等があります。施業に伴い利用する場合はお互いに綿密に調整のうえ利用するようお願いします。

11. 物件によっては同じ林道や作業道を使用する場合があります。事業時期の調整は買受者同士で行うようお願いいたします。また、それによりいかなる損害があった場合も国に請求できないものとします。

12. その他物件においても既に他社や民有地所有者が利用している林道等があります。施業に伴い利用する場合はお互いに綿密に調整のうえ利用するようお願いします。

13. 買受人は林野火災予防の取組として以下の措置を講じ、作業に従事するすべての作業員に対して周知徹底するようお願いします。
① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での下記の使用を禁止とすること。
③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網場を優先的に指定すること俊、作業中の喫煙を厳禁とすること。
④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底したうえで、吸い殻は必ず持ち帰ること。
⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

14. 当公売における全物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下、「盛土規制法」という。）第 26 条に規定する特定盛土等規制区域に指定されています。集材路（森林作業道を含む。）、土場等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処置を行う場合は、買受人が工事主として県知事等への許可申請または届出を行ってください。

15. **2号物件について、林内及び周辺に歩道（米沢街道）が設置されております。この歩道については横断等を含め作業道として一切使用できないことから現地熟覧のうえ入札をお願いいたします。**

16. **1号物件は保安林に指定されていますので、森林法の制限を受けます。保安林内で搬出路や土場等を作設・利用する場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への申請が必要となりますので、買受者において許可申請をお願いします。申請する際は森林管理署の同意書も同時に提出する必要があるため、事前に森林管理署に同意申請して下さい。なお、申請後に許可区域外での搬出路の作設は認められませんのでご注意下さい。**

17. **7号物件の地域は国立公園第3種特別地域に指定されています。伐採・搬出に当たって手続きが必要となる場合がありますので環境省裏磐梯自然保護官事務所にご確認ください。
また、指示があった場合は、その指示に従って下さい。**

18. **4号物件から6号物件は国定公園普通地域に該当しております。伐採に伴う申請は不要ですが、作業道の改設にあたって面積が 3,000 ㎡を超える場合もしくは法面の高さが5m超かつ延長10m超になる場合は県景観計画に伴う手続きが必要となりますので作業前にご連絡ください。**

※その他、現地案内の際に説明する事項や、森林管理署長が指示する事項についても、遵守していただきます。